180423版

平成30年度
総合評価落札方式実施方針

東北地方整備局企画部技術管理課

工事関係

平成30年度　総合評価実施方針【工事】

対応項目			課題・問題等	取り組み内容（案）
基準改定	①	国土交通省と環境省との工事実績等の相互利用	省庁間で工事等の相互利用に未対応だったため、建設業者の技術的能力の公正かつ効率的な審査が行われない	・省庁間で工事実績等を相互利用することにより、企業や技術者の経験を幅広く評価 ・受注者の選択肢が広がり、工事品質や担い手確保に寄与 ・改定　省庁間で工事実績等を相互利用
	②	ICT活用工事の更なる推進（総合評価項目改定）	建設現場の生産性向上に向けて、ICTの全面的な活用を推進するための取り組みが必要	・ICTを全面活用した主任（監理）技術者へ「ICT活用証明書」を発行し、次回入札時に「技術者の能力等」の評価項目での加点（2点）
東北復興働き方・人づくり改革プロジェクト（情報提供）	①	業務改善による効率的な働き方	業務の効率化するために、入札参加者及び発注者の資料作成などの負担を削減する取り組みが必要	・簡易確認方式を段階的選抜方式の全工事に導入による業務の効率化
	②	ワーク・ライフ・バランス改善をサポート	若手技術者や女性技術者が実績を積む機会が少ないことから建設生産を支える技術・技能の継承が行われず、将来的な工事品質の低下、担い手の中長期的な育成及び確保が懸念	・若手・女性技術者配置促進型工事の試行 ・段階的選抜方式においてワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価する試行 ・週休2日を達成した主任（監理）技術者へ「週休2日達成証明書」を発行し、次回入札時に「技術者の能力等」の評価項目で加点（2点）

【基準改定①】環境省との工事実績等の相互利用（改定）

- 工事成績評定については、国土交通省発注工事のみを評価対象としているため、他省庁の工事成績は評価対象外となり、企業や技術者の経験は適切な評価がなされていない。
- 「国土交通省と環境省における中間貯蔵施設整備に係る工事に関する技術的評価の取り扱いについて（平成29年6月28日）」に基づき工事実績等の相互利用を行う。

■工事実績、成績等の相互利用イメージ

・工事成績評定については、工事発注省庁のみが評価対象
・総合評価において評価点を得るために、発注省庁の固定化などが想定
・発注省庁毎に技術者を固定した場合は、幅広な工事経験の阻害要因

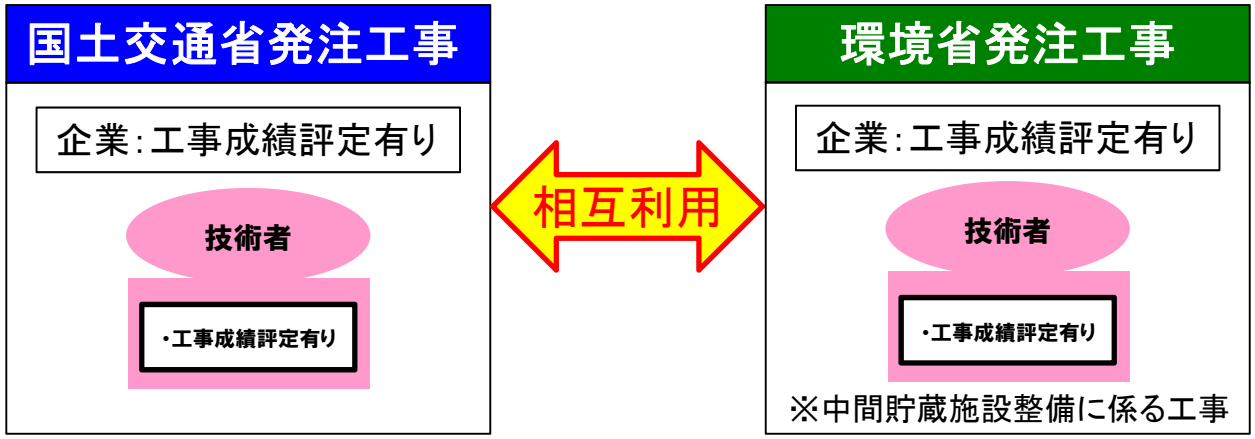

省庁間で工事成績等を相互利用することで、受注者の選択肢が広がり、工事品質や担い手確保に寄与

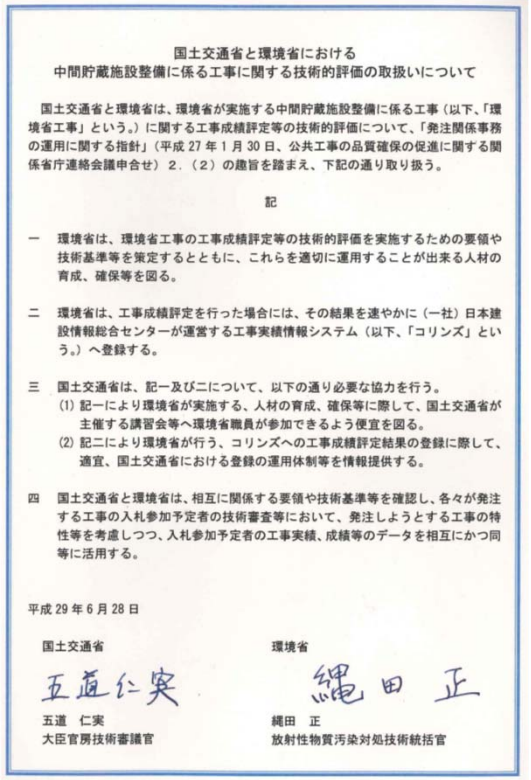

国土交通省と環境省における
中間貯蔵施設整備に係る工事に関する技術的評価の取扱いについて

国土交通省と環境省は、環境省が実施する中間貯蔵施設整備に係る工事（以下、「環境省工事」という。）に関する工事成績評定等の技術的評価について、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）2.（2）の趣旨を踏まえ、下記の通り取り扱う。

記

一　環境省は、環境省工事の工事成績評定等の技術的評価を実施するための要領や技術基準等を策定するとともに、これらを適切に運用することが出来る人材の育成、確保等を図る。

二　環境省は、工事成績評定を行った場合には、その結果を速やかに（一社）日本建設情報総合センターが運営する工事実績情報システム（以下、「コリンズ」という。）へ登録する。

三　国土交通省は、記一及び二について、以下の通り必要な協力を行う。
(1) 記一により環境省が実施する、人材の育成、確保等に際して、国土交通省が主催する講習会等へ環境省職員が参加できるよう便宜を図る。
(2) 記二により環境省が行う、コリンズへの工事成績評定結果の登録に際して、適宜、国土交通省における登録の運用体制等を情報提供する。

四　国土交通省と環境省は、相互に関係する要領や技術基準等を確認し、各々が発注する工事の入札参加予定者の技術審査等において、発注しようとする工事の特性等を考慮しつつ、入札参加予定者の工事実績、成績等のデータを相互にかつ同等に活用する。

平成29年6月28日

国土交通省　五道仁実
五道　仁実
大臣官房技術審議官

環境省　縄田正
縄田　正
放射性物質汚染対処技術統括官

【方針（案）】国土交通省と環境省発注工事の工事実績、成績等のデータを相互に利用することにより、企業や技術者の経験を幅広く評価

【基準改定①】環境省との工事実績等の相互利用（改定）

■国土交通省における適用工事

・段階的選抜方式適用工事（WTO対象）

■環境省発注工事の成績評定適用項目

・企業の技術力評価
　⇒過去4年間の工事成績平均点

・技術者の技術力評価
　⇒過去15年間に完成した申請工事の工事成績評定点（1件申請）

■環境省発注の相互利用対象工事

・平成29年度以降に完了する中間貯蔵施設に係る工事を対象

■段階的選抜の1次審査の配点例
技術提案評価型（S型WTO）】

評価項目		配点例
企業の能力等	企業の施工実績	5点
	工事成績評定点	5点
	事業促進PPPまたはCMの実績	5点
	ワーク・ライフ・バランス評価項目となる制度の認定	1点
小　計		16点
換算後の加算点		15点
技術者の能力等	配置予定技術者の施工経験	6点
	工事成績評定点	6点
	他工種の施工経験	3点
小　計		15点
合　計		30点

※企業の能力評価の加算点最高点は、15点に換算する。

【基準改定②】ICT活用工事の更なる推進

➢ 一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金水準の向上を図るなど魅力ある建設現場を目指すために<u>ICTの全面的な活用（ICT土工・舗装）の活用を推進するための取り組みが必要</u>

i-Construction （ICT技術の全面的な活用）

①ドローン等による3次元測量

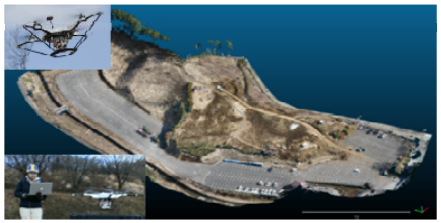

ドローン等による写真測量等により、短時間で面的（高密度）な3次元測量を実施。

②3次元測量データによる設計・施工計画

3次元測量データ（現況地形）と設計図面との差分から、施工量（切り土、盛り土量）を自動算出。

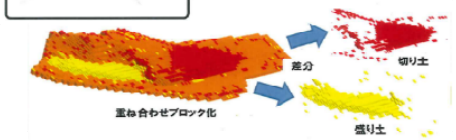

③ICT建設機械による施工

3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のIoT(※)を実施。

※IoT(Internet of Things)とは、様々なモノにセンサーなどが付され、ネットワークにつながる状態のこと。

④検査の省力化

ドローン等による3次元測量を活用した検査等により、出来形の書類が不要となり、検査項目が半減。

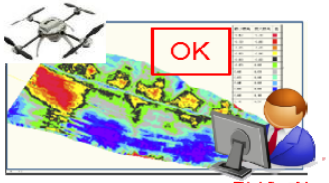

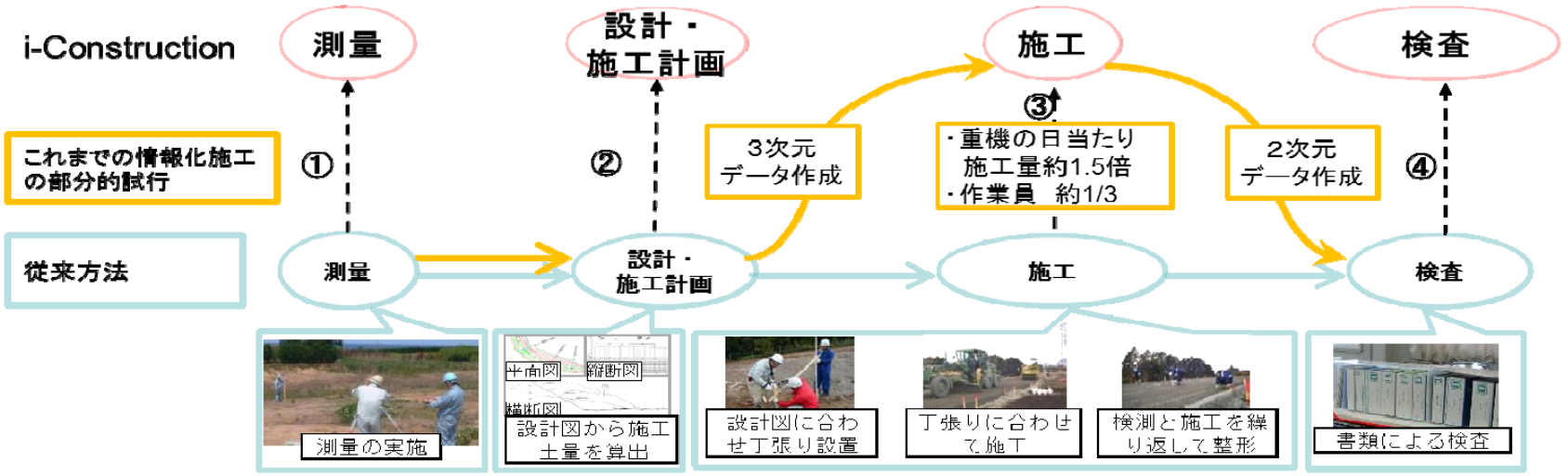

【基準改定②】ICT活用工事の更なる推進

2. ICT土工の全面活用状況による受注状況

- ICT土工の全面活用率は増加傾向であるが、更なる推進が必要

■H28公告のICT活用率（H28.11月末）

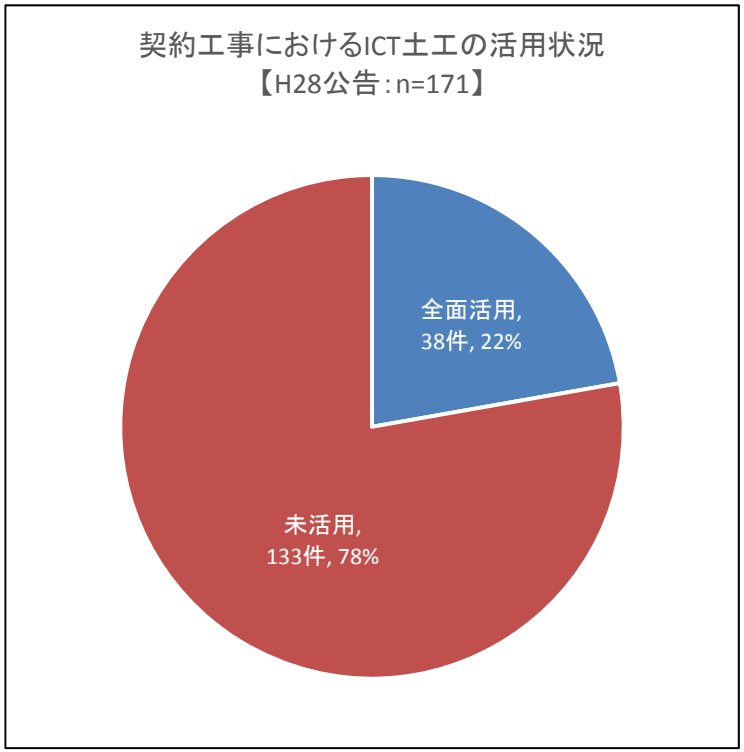

■H29公告のICT活用率（H29.10月末）

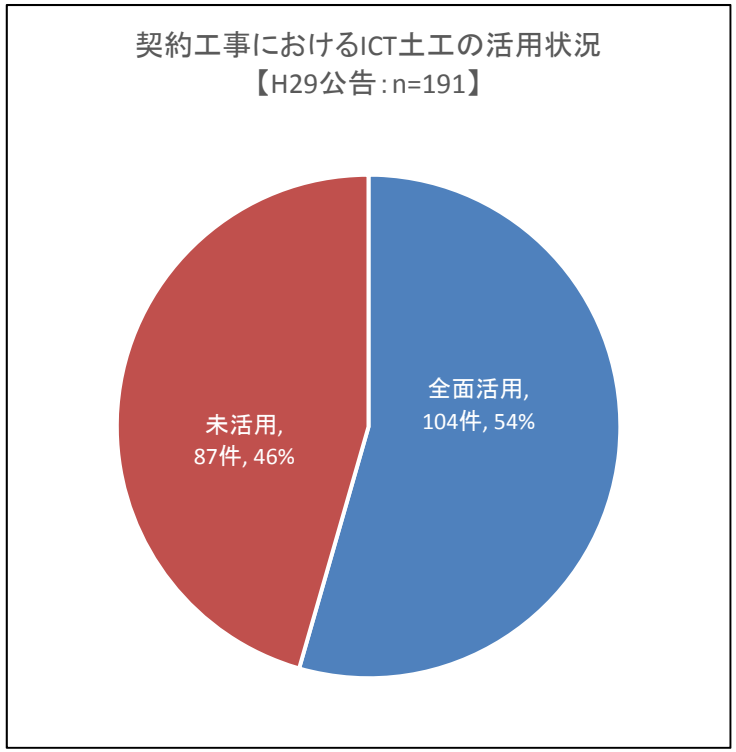

※ICT活用率については、第7回及び第8回復興加速化会議時点の公表件数

ICT全面活用申請者への加点等により活用率の増加に一定の効果、ICTの更なる普及促進のため新たなインセンティブの検討が必要

【基準改定②】ICT活用工事の更なる推進

〇ICTを全面活用した場合は、成績評定通知時に「ICT活用証明書」（以下、証明書）を発行し
次回の入札時に評価
〇「ICT活用証明書」は監理技術者を対象に発行し、有効期限は発行後１年間

■ICT活用証明書のインセンティブ

・ICT活用工事の推進に向けて実績の「見える化」
・ICTを全面活用した技術者に「証明書」を発行
・次工事の入札参加時に「証明書」の有無を評価する
・「技術者の能力等」の評価項目において、**「証明書あり」の場合、加点評価**する
・「証明書」の評価対象工事は東北地方整備局管内のICT対象工事とする

証明書の発行により、受注機会の増加が見込まれるため
ICT全面活用の意欲が高まることに期待
※週休2日実施工事も証明書発行対象とする。

■証明書のイメージ

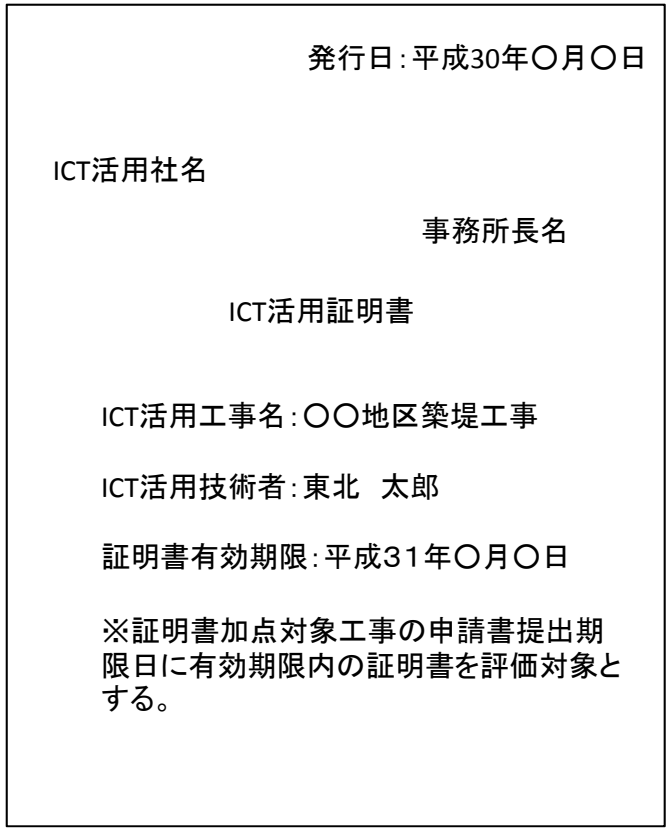

発行日：平成30年〇月〇日

ICT活用社名

事務所長名

ICT活用証明書

ICT活用工事名：〇〇地区築堤工事

ICT活用技術者：東北　太郎

証明書有効期限：平成３１年〇月〇日

※証明書加点対象工事の申請書提出期限日に有効期限内の証明書を評価対象とする。

【基準改定②】ICT活用工事の更なる推進

○「ICT活用証明書」「週休2日実施証明書」（以下、証明書という）の発行対象は、過年度分も含めて全て対象（H28～29）

○平成30年7月1日以降に公告するICT対象工事（発注者指定型、施工者希望Ⅰ型）を対象に順次取り組みを開始

■証明書の発行及び有効期限のイメージ

過年度竣工及びH30年3月末まで竣工工事

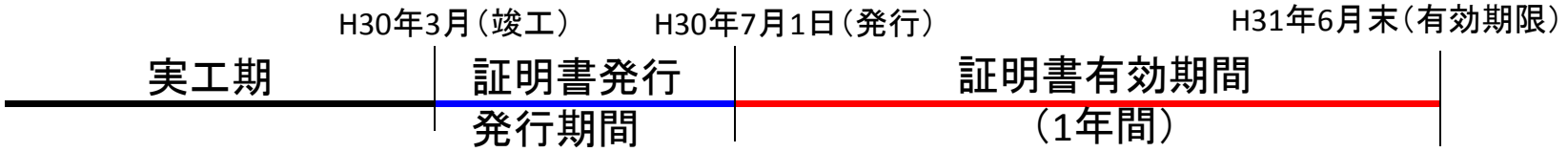

H30年3月～6月末まで竣工工事

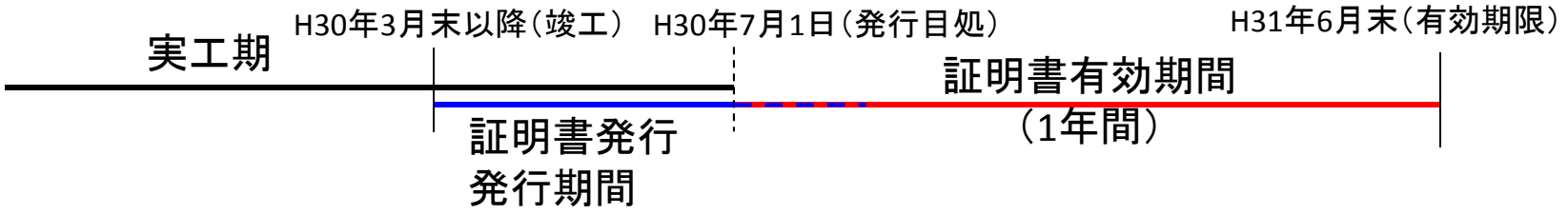

H30年6月末以降竣工工事

・H30年7月以降竣工工事については、順次証明書（有効期間1年間）を発行

【基準改定②】ICT活用工事の更なる推進

➢ ICT活用証明書（以下、「活用証明書」という）の発行及び評価対象については以下のとおりとする。

		発注者指定型	施工者希望Ⅰ型	施工者希望Ⅱ型
発注方式		発注時にICTの全面的な活用を指定	ICTの全面的な活用を総合評価落札方式の加点対象	契約後に施工者の希望によりICTの全面的な活用が可能
対象土工数量		本官工事に適用することを基本とする。	分任官工事で土工数量が10,00m3以上を目安に適用する	分任官工事で土工数量が1,000m3以上10,000m3未満を目安に適用する。
総合評価項目	ICTの全面活用	―	○（評価あり） 全面活用で評価	―
	ICT活用証明書	○（評価あり） 活用証明書で評価	○（評価あり） 活用証明書で評価	―
ICT全面活用時に活用証明書を発行		○（発行対象）	○（発行対象）	○（発行対象）

・ICT活用証明書の評価対象は『発注者指定型』『施工者希望Ⅰ型』とする

・施工者希望Ⅱ型においてICT全面活用を行った場合も活用証明書の発行対象とすることで施工者希望Ⅰ型へのステップアップを支援

【基準改定②】ICT活用工事の更なる推進

➢ ICT土工対象工事の評価項目及び配点

施工能力評価型（Ⅰ型、Ⅱ型）

分類	評価項目		配点	小計
	施工計画（Ⅰ型のみ）		可・不可	
企業の能力等	企業の施工実績		5点	22～20点 換算後の加算点20点注）
	工事成績評定点		5点	
	表彰（優良工事表彰等）		2点	
	表彰（3D・SAFETY・安全表彰）		1点	
	ICTの全面的な活用、CIM、情報化施工技術（舗装工）の使用の有無※		2～1点	
	登録基幹技能者の配置の有無		1点	
	地理的条件	本支店、営業所の所在地	2点	
	地域精通度・貢献度	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	3点	
		地域防災への協力体制	1点	
技術者の能力等	配置予定技術者の施工経験		7点	22点 換算後の加算点20点注）
	ICT活用証明書又は週休2日実施証明書の有無		2点	
	工事成績評定点		7点	
	優良工事表彰		4点	
	継続教育（CPD）の取り組み状況		2点	

注）企業の能力評価の加算点最高点は、Ⅰ・Ⅱ型は20点に換算する。
換算後の加算点（Ⅰ・Ⅱ型）
＝加算点最高点（20点）／評価項目の満点（22～20点）×評価項目獲得点
換算後の加算点は、少数第2位を切り捨てとする。

技術提案評価型（S型WTO以外）

分類	評価項目		配点	小計
	技術提案		30点	30点
企業の能力等	企業の施工実績		4点	17～15点 換算後の加算点15点注）
	工事成績評定点		4点	
	表彰（優良工事表彰等）		2点	
	表彰（3D・SAFETY・安全表彰）		1点	
	ICTの全面的な活用、CIM、情報化施工技術（舗装工）の使用の有無※		2～1点	
	新技術活用の取り組み状況の有無		2点	
	登録基幹技能者の配置の有無		1点	
	地域精通度・貢献度	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	1点	
技術者の能力等	配置予定技術者の施工経験		5点	17点 換算後の加算点15点注）
	ICT活用証明書又は週休2日実施証明書の有無		2点	
	工事成績評定点		5点	
	優良工事表彰		3点	
	継続教育（CPD）の取り組み状況		2点	

注）企業の能力評価の加算点最高点は、S型は15点に換算する。
換算後の加算点（S型WTO以外）
＝加算点最高点（15点）／評価項目の満点（17～15点）×評価項目獲得点
換算後の加算点は、少数第2位を切り捨てとする。

※ICT、CIM等の配点内訳

評価基準	配点	
	Ⅰ・Ⅱ型	S型（WTO 以外）
ICTの全面的な活用	2点	2点
CIMの活用	2点	2点
情報化施工技術（舗装工）の活用	1点	1点
該当無し	0点	0点

【基準改定②】ICT活用工事の更なる推進

■チャレンジ型ICT活用工事の試行

○ICT活用工事の更なる普及促進に向けて、ICT施工未経験企業を対象に建設生産プロセスの各段階でICT施工技術を発注者がサポートする「チャレンジ型ICT活用工事」を試行

【ICT導入時の問題】
・ICTにチャレンジしたいが、内容を把握していない
・3次元データを扱える技術者がいない　など

⇨ ICTの導入に踏み切れない

【発注者がサポート】
・東北i-Constructionプラットフォーム等の制度を活用し受注者へICTの専門家を紹介（サポート費用は設計変更の対象とする）

⇨ サポートプログラム
ICTの積極的な活用が可能！

■ICT活用工事の建設生産プロセス

3次元起工測量 ⇨ 3次元設計データ作成 ⇨ ICT建設機械による施工 ⇨ 3次元出来形管理等の施工管理 ⇨ 3次元データの納品

各段階の専門家がサポート！

サポート範囲は自由に選択可能（全てでも、一部でも可）

・サポートが必要な範囲を受発注者間で協議し、各段階の専門家等を受注者に情報提供（専門家との詳細な調整は受注者が行う）
・対象工事は受注者希望Ⅱ型（一般土木Cを想定）、ICTを全面活用した場合は工事成績評定で評価（創意工夫項目）
・チャレンジ型ICT活用工事は初回のみ適用可とし、同一受注者が複数回活用することは不可
・チャレンジ型ICT活用工事においても完成時に「ICT活用証明書」の発行対象とする

【情報提供】
東北復興働き方改革・人づくりプロジェクト

～新たなステージへ～　東北復興働き方・人づくり改革プロジェクト

東北地方整備局

- 東北地方は少子化に伴う人口減や高齢化が進行しており、建設業の担い手不足が深刻化
- 平成28年、生産性向上や業務改善、担い手の確保など「東北復興働き方改革プロジェクト」開始
- 東北地方における担い手不足は、引き続き深刻な状況
- 取り組みを広げるためにも自治体や中小企業対策を含めた、新たな取り組みが必要

東北復興働き方・人づくり改革プロジェクト

① ICT、IoT活用で、生産性向上！

- ICT活用工事の更なる普及推進(見える化プロジェクト)
  - 土工・舗装・浚渫分野への積極展開
  - 自治体へのICT活用工事の拡大支援
  - 中小企業への普及拡大支援
- CIMの導入により、高い精度での設計・施工
  - 設計・施工・維持管理分野へのCIM導入

② 業務改善により、より効率的な働き方を！

- 施工現場でのコミュニケーションツールの活用拡大
  - ウェアラブルカメラ等による現場管理の効率化
- 施工時期の平準化の更なる推進
- 提出書類等の更なる簡素化・簡略化
  - 手続きを簡略化した入札手続きの導入
    簡易確認方式の導入拡大(段階的選抜方式) 他
  - 工事書類の更なる簡素化

③ 働く人々をサポート！(人づくり支援)

- 講習会、研修などでサポート！
  - 自治体職員を含む人材育成協議会の活動推進
  - 自治体職員の防災対応力向上支援(学び塾)
- 復興促進アドバイザーによる自治体復興支援強化
- 女性技術者・若手技術者配置工事の拡大実施

④ワーク・ライフ・バランス改善をサポート！

- 女性技術者、若手技術者をサポート！
  - ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を支援
  - 自治体への普及促進
- メリハリのある働き方をサポート！
  - ウィークリースタンス等の推進

東北復興働き方・人づくり改革プロジェクト　～① ICT活用工事の更なる推進～

＜新規＞ ICT活用工事推進『見える化』プロジェクト！

○ICT活用工事をさらに普及・促進するため、自治体や中小企業での活用に向けた対策を進める。

○発注予定や課題、効果、現場の『見える化』、発注者がサポートする試行など、受注しやすい環境の創出

○「活用証明書」の入札時評価、発注者指定型・受注者希望Ⅰ型の拡大等（分任官工事への適用　規模要件(土工量)の変更）、積極的な普及・推進を図る

ICT活用工事発注予定の『見える化』

（ICT工事発注予定統合版の運用）

自治体やNEXCOのICT工事予定も含め
ICT工事発注予定の「見える化」(公表)

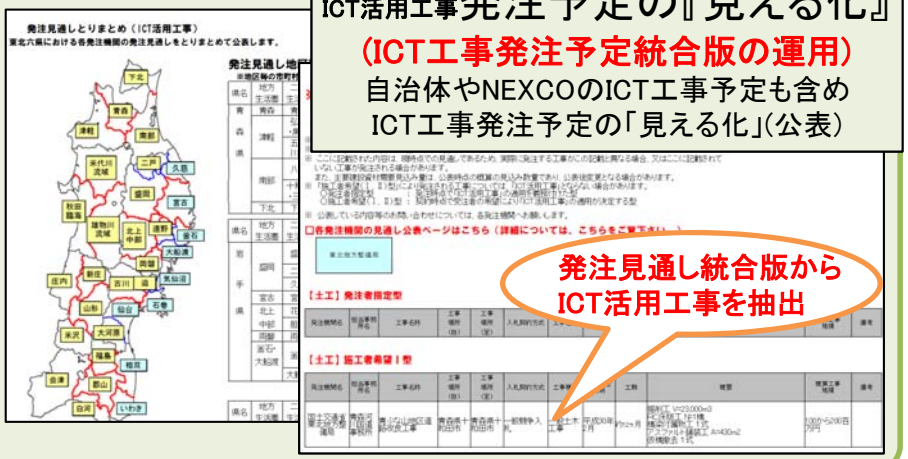

ICT活用工事進め方の『見える化』

○東北復興i-Construction連絡調整会議の活動強化(これまで5回開催)
○**地域別意見交換会の開催、職員研修、講習会等の充実**
○施工機会の確保のため、発注者指定・受注者希望Ⅰ型規模要件の変更
○ICT工事初受注者を発注者がサポートする**チャレンジ型工事の試行**

▲東北復興i-Construction連絡調整会議の現地調査(第5回)

▲地域特有の課題に対応する地域別意見交換会(青森地区)

ICT活用工事現場の『見える化』

○積極的な**現場見学の開催**
○施工中工事は**HPで公表**
○施工状況を**記録映像としてアーカイブ**

現場見学会の積極開催

ICT活用工事実績の『見える化』

○過去の**活用実績もHP公表**
○全面活用は技術者に**「活用証明書」を発行**し、次回**総合評価入札時に加点する試行工事実施**

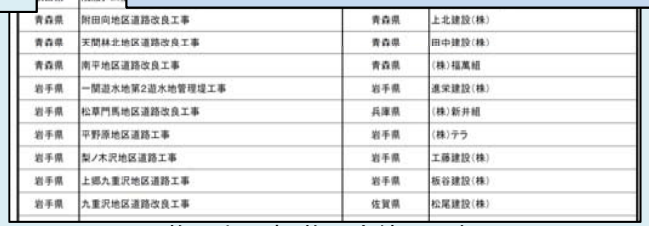

青森県	附田向地区道路改良工事	青森県	上北建設(株)
青森県	天間林北地区道路改良工事	青森県	田中建設(株)
青森県	南平地区道路改良工事	青森県	(株)福萬組
岩手県	一関遊水地第2遊水地管理堤工事	岩手県	進栄建設(株)
岩手県	松草門馬地区道路改良工事	兵庫県	(株)新井組
岩手県	平野原地区道路工事	岩手県	(株)テラ
岩手県	梨ノ木沢地区道路工事	岩手県	工藤建設(株)
岩手県	上郷九重沢地区道路工事	岩手県	板谷建設(株)
岩手県	九重沢地区道路改良工事	佐賀県	松尾建設(株)

施工中工事・施工実績の公表

ICT活用工事効果の『見える化』

○工事概要の他、メリット、課題、工夫した点などまとめた**事例集作成**
○機器導入支援制度などもとりまとめ

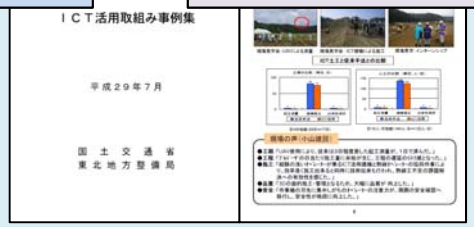

地域版事例集のとりまとめ

東北復興働き方・人づくり改革プロジェクト
～① 設計・施工・維持管理分野へのCIM導入～

建設分野において、3次元モデルの活用により、合意形成や意思決定の迅速化、フロントローディングによる設計精度や品質の向上、比較・概略検討の容易性の向上等、業務の効率化、生産性の向上が期待されることから、CIM導入を推進

調査・設計分野

予備設計・詳細設計においては、**受注者希望型でのCIM活用**とし、特に**重要構造物については、発注者指定型**として発注。

CIM導入に伴う業務量の増加に対し、適切な費用の計上の他、**総合評価で加点、成績に反映する方式も採用**。

前提となる3次元測量については、全ての現地測量業務を**原則受注者希望型**として発注。

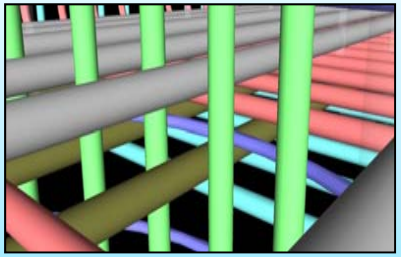

CIMモデルによる照査の実施

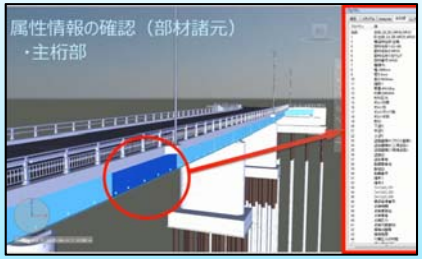

属性情報の付与

工事施工分野

CIMによる設計照査の他、施工計画や仮設計画などに活用するため、重要構造物等の工事において、**発注者指定、受注者希望型でのCIM活用工事**の発注を進める。

CIM活用工事「一関遊水地舞川水門新設工事」完成予想図

維持管理分野

活用可能な分野への導入を進めるほか、設計・施工で蓄積されたCIMデータの効果的活用方法について検討を進める。

「胆沢ダムCIM」活用事例

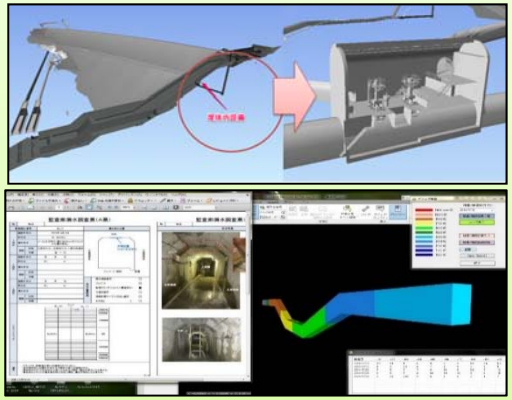

CIMモデルを活用した施設情報の可視化

タブレットを用いた補修履歴の確認

①業務改善による効率的な働き方（簡易確認方式の導入拡大）

【簡易確認方式の導入】
- 「簡易確認方式は、総合評価落札方式において競争参加資格者に提出を求める技術資料を簡素化するもの
- 従来は全ての競争参加者に約50枚の技術資料を提出を求めていたが、「簡易技術資料」1枚に集約

【簡易確認方式（段階的選抜）導入】
- 段階的選抜方式の一次審査を「簡易技術資料」1枚とすることで、技術資料の簡素化するもの
- 従来はWTO対象の一般土木に適用してきたが、平成30年度からは段階的選抜方式の全工事に導入拡大（適用工種の拡大）することで、効率的な働き方を更に推進する

【継続】簡易確認方式の導入

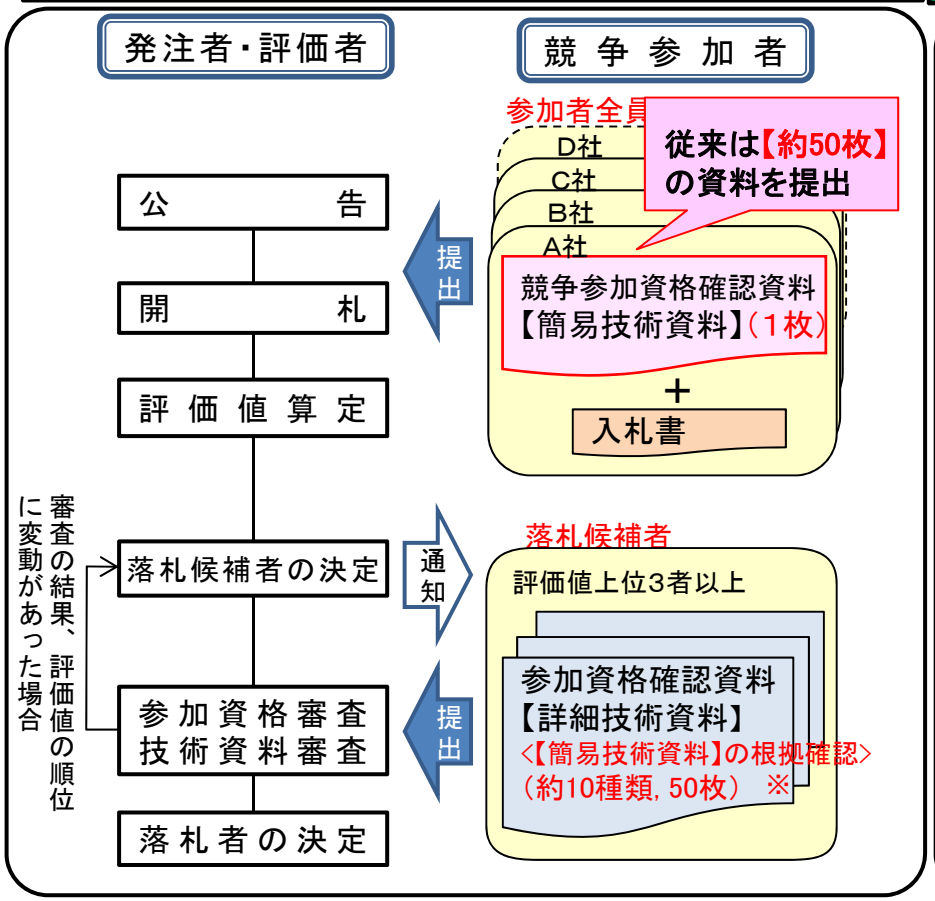

【拡大】簡易確認方式(段階的選抜)の導入拡大

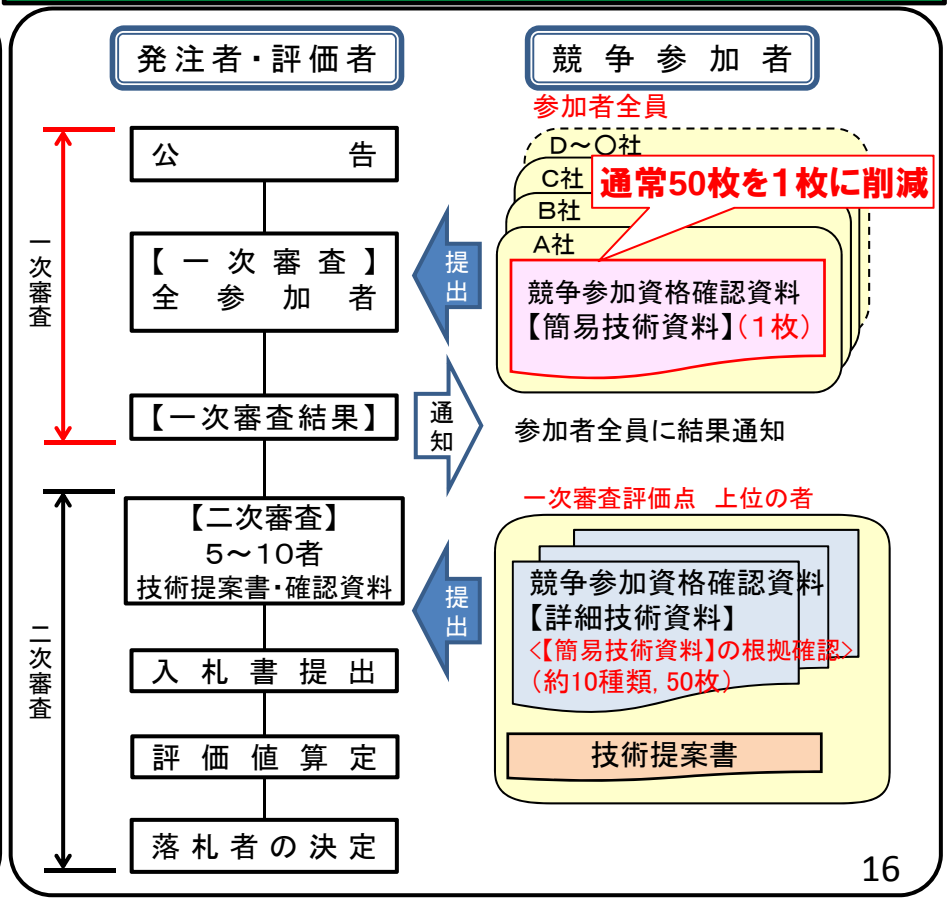

②女性技術者・若手技術者配置工事の拡大実施

- 従来試行していた若手技術者の配置促進型（40歳以下の専任配置に加点）に加え女性技術者の配置
- 将来的な公共工事の品質確保を担う若手技術者・女性技術者の育成を2種類の試行工事を通じて促進することでキャリアパスを支援

■若手・女性技術者の配置促進型の配点（試行）

分類	評価項目		配点	小計
	施工計画（Ⅰ型のみ）		可・不可	
企業の能力等	企業の施工実績		5点	24～22点 換算後の加算点20点[注]
	工事成績評定点		5点	
	若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置 ※配置役職問わず		2点	
	表彰（優良工事表彰等）		2点	
	表彰（3D・SAFETY・安全表彰）		1点	
	ICTの全面的な活用（ICT土工）、CIM、情報化施工技術（舗装工）の使用の有無※		2～1点	
	登録基幹技能者の配置の有無		1点	
	地理的条件	本支店、営業所の所在地	2点	
	地域精通度・貢献度	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	3点	
		地域防災への協力体制	1点	
技術者の能力等	配置予定技術者の施工経験（担当技術者は5割評価）		7点	20点
	工事成績評定点（現場代理人、監理技術者、主任技術者のみ評価）		7点	
	優良工事表彰		4点	
	継続教育（CPD）の取り組み状況		2点	
合　計				40点

① 若手・女性技術者の配置を評価【新規】

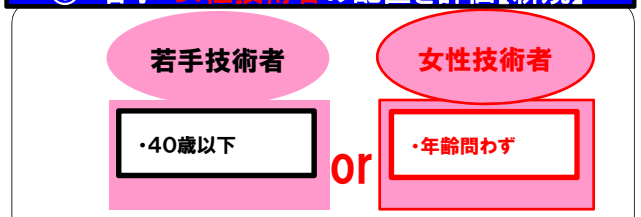

・若手技術者（40歳以下）又は女性技術者を主任（監理）技術者または現場代理人、担当技術者として専任配置した場合に加点評価

若手・女性技術者の配置を評価する試行工事で施工経験を重ねる

② 専任補助者制度【継続】

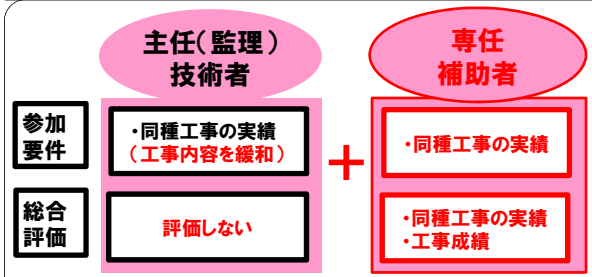

・専任補助者の実績・成績を代わりに評価

施工経験が少ない若手・女性技術者が専任補助者制度を活用し、施工経験を積む

①若手・女性技術者の配置を評価する工事以外の
全工事で適用

施工経験を踏まえ、さらに大規模、難易度の高い工事の配置予定技術者として活躍

②ワーク･ライフ･バランスの改善をサポート

【新規】ウィークリースタンス等の推進

災害復旧工事等を除き全ての工事で受発注者協力のもとウィークリースタンスを徹底することで、建設業の魅力を創出。担い手確保のため業務環境改善に取り組む企業を支援。

○具体内容を仕様書等に記述し、受発注者間で共有

■打合せ時間の配慮

・打合せは勤務時間内に行う

■資料作成依頼の配慮

・金曜日等休日前における休日等の作業が発生するような新たな短期の依頼、休日等の作業を見込むような休日明けを依頼の期日とした短期の依頼をしない。

■ワンデーレスポンスの再徹底

・受注者からの問い合わせ等に対して、１日での対応あるいは1日で適切な期限を回答
（回答期間限定 ⇒ 効率的な現場施工を確保）

受発注者の協力で建設業の魅力創出

ウィークリースタンス：週間を通じて時間外労働を避ける取り組み

【継続】ワーク･ライフ･バランス評価の導入

段階的選抜方式を実施する全ての工事においてワーク･ライフ･バランス認定企業を評価することにより、有能な人材の確保･育成･定着を支援。

段階的選抜方式

公　　告

一次審査
・企業の能力等
・技術者の能力等

選抜した5～10者程度のみ入札参加

二次審査
・技術提案

開　　札

評　価　値　算　定

落　札　者　の　決　定

ワーク･ライフ･バランス認定を評価項目に追加

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等
（女性採用比率、勤続年数男女差等）

・次世代育成支援対策推進法に基づく認定等
（職場ぐるみで子育てサポート等）

・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等
（若者の採用や人材育成に積極的等）

平成30年度　段階的選抜方式の実施方針について

- 一般土木A等級の工事において、段階的選抜方式を全面的に導入
- 段階的選抜全面導入時に技術提案書の作成機会を確保する方策
  ⇒一次選抜回数※1が少ない企業に技術提案書の作成機会を確保する枠として『追加選抜者』を設けることで技術力の維持・向上を図る
  ⇒追加選抜者は、各工事における評価点上位8者（通常選抜者）を除いた非選抜者のうち選抜回数の少ない2者を選抜するものとし、選抜回数が同数の場合は評価点上位2者を選抜する
- 一次選抜者数は通常選抜8者と追加選抜2者の合計10者とする（通常選抜8者目と追加選抜2者目の者と評価点が同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）

※1：平成30年度～平成32年度の3ヶ年（予定）の段階的選抜方式適用工事における一次選抜回数（JVの場合は代表者）とする

■追加選抜者の選抜イメージ

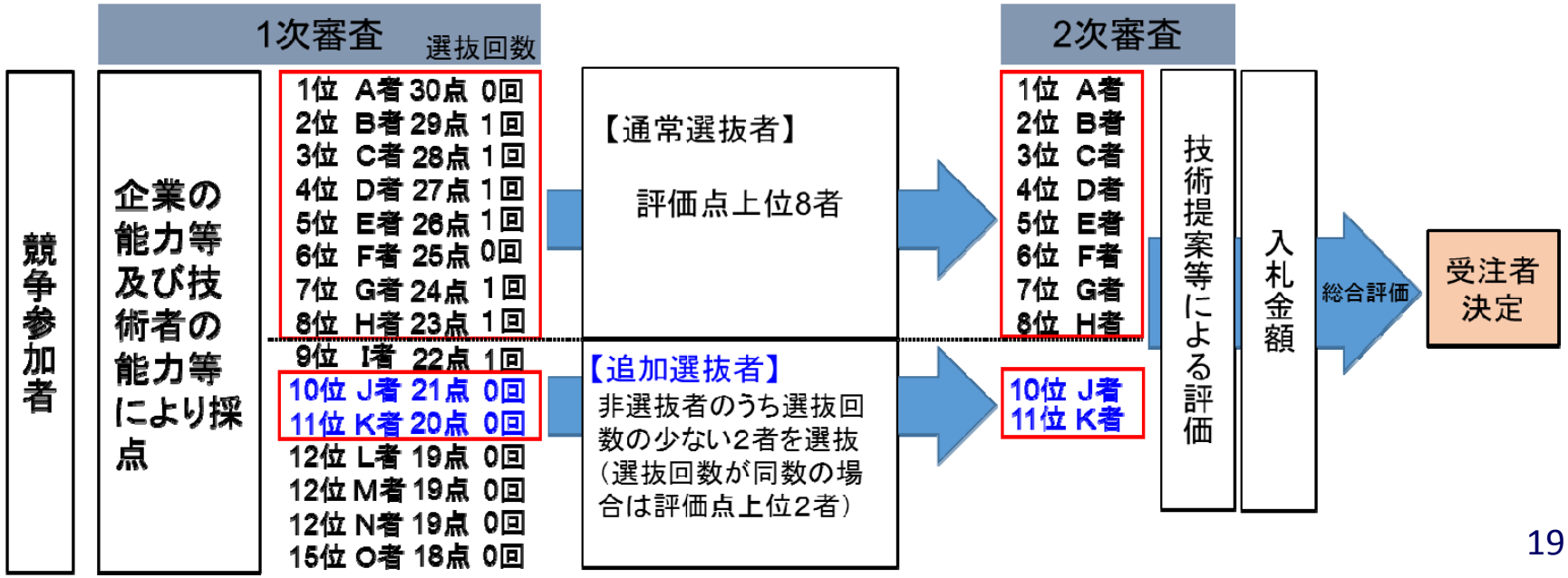

業務関係

平成30年度　総合評価実施方針①【業務】

対応項目			課題・問題等	取り組み内容（案）
基準改定	①	**地方自治体等の受注実績評価の導入について**	現状の総合評価落札方式、プロポーザル方式において、国直轄の実績が無い地域コンサルタント等が低く評価されていることから、整備局発注業務への新規参入が阻害されている可能性がある。 地方自治体等の受注実績を評価する試行を導入し、国土交通省の実績を有しない地域コンサルタントの受注機会の拡大、競争性の確保を図る。	・参加表明者、予定管理技術者に国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の業務実績がない場合で、地方自治体での業務実績、研究実績がある場合に評価。 ・総合評価落札方式、プロポーザル方式を実施する全ての業務を対象。
	②	**ワーク・ライフ・バランス認定企業の評価導入について**	ワーク・ライフ・バランスの取組を進めることで、長時間労働の抑制、業務の改善等による業務の効率化、女性など多様な人材の確保による企画力の高度化等を通じ、生産性の向上と業務の品質の確保・向上が期待される。	改正品確法の主旨でもある中長期的な建設業の担い手の確保及び育成の促進の取り組みとして 総合評価落札方式、プロポーザル方式を実施する業務においてワーク・ライフ・バランス認定企業を評価。

平成30年度　総合評価実施方針②【業務】

対応項目			課題・問題等	取り組み内容（案）
東北復興働き方・人づくり改革プロジェクト〔情報提供〕	①	**設計・施工・維持管理分野へのCIM導入について**	建設分野において、3次元モデルの活用により、合意形成や意思決定の迅速化、フロントローディングによる設計精度や品質の向上、比較・概略検討の容易性の向上等、業務の効率化、生産性の向上が期待されることから、CIM導入を推進する取り組みが必要。	・予備設計・詳細設計においては、『受注者希望型』でのCIM活用とし、特に重要構造物については、『発注者指定型』として発注。 ・全ての現地測量業務を原則『受注者希望型』として発注。 ・受注者希望型でUAV測量等、3次元測量の実施やCIMを活用する旨の記載があった場合は、実施方針のその他で評価。
	②	**入札契約手続きの簡素化、効率化について**	現在の公募型（簡易含）プロポーザル入札方式では、「指名段階」「入札段階」の2段階で技術評価を行っており、審査に係わる手間及び契約に要する期間が課題。	・「指名」に関する手続きを省略し、参加者全員を評価する 拡大型プロポーザル入札方式の導入（新規） ・契約に要する期間の短縮（約3週間）により柔軟な工期設定も可能となる。
	③	**若手技術者・女性技術者登用の促進について**	男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進する環境整備の促進が必要。	経験の少ない若手技術者の受注機会を拡大、産休等ブランクがある女性技術者の復職支援のため、予定管理技術者として若手（40歳以下）、女性(年齢問わず)が参加する場合、成績・表彰の評価を満点で評価。

【基準改定①】地方自治体等の受注実績評価の導入

- 現状の総合評価落札方式、プロポーザル方式において、国直轄の実績が無い地域コンサルタント等が低く評価されていることから、整備局発注業務への新規参入が阻害されている可能性がある。
- 地方自治体等の受注実績を評価する試行を導入し、国土交通省の実績を有しない地域コンサルタントの受注機会の拡大、競争性の確保を図る。

【地方自治体等の受注実績評価の概要】

・総合評価落札方式、プロポーザル方式を実施する全ての業務を対象とする。
・参加表明者、予定管理技術者に国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の業務実績がない場合で、地方自治体等での業務実績、研究実績等がある場合に評価する。
・業務成績は、72点として評価し、加点する。

【例】
土木コン・地質
⑦72点以上74点未満　配点　40%
測　量
⑦71点以上73点未満　配点　40%

成績（平均点）	評価ウエイト		
	土木	測量	地質
82以上	1.0	1.0	1.0
81			
80			
79	0.9		0.9
78		0.9	
77	0.8		0.8
76	0.7	0.8	0.7
75	0.6	0.7	0.6
74	0.5	0.6	0.5
73	0.4	0.5	0.4
72		0.4	
71	0.2		0.2
70		0.2	
69			
68			
67			
66			
60-65			
60未満	－	－	－

今回変更

従前の評価

【基準改定②】ワーク･ライフ･バランス評価の導入

- ワーク･ライフ･バランスの取組を進めることで、長時間労働の抑制や業務の改善･見直しなどによる業務の効率化、女性など多様な人材の確保･定着による企画力の高度化等を通じ、生産性の向上と業務の品質の確保･向上につなげる。
- 改正品確法の主旨でもある**中長期的な建設業の担い手の確保及び育成の促進**が必要であることからワーク･ライフ･バランス認定企業の評価を導入し、**有能な人材の確保･育成･定着の支援**を行う。

総合評価落札方式、プロポーザル方式を実施する業務においてワーク･ライフ･バランス認定企業を評価する（※予定価格4，000万円以上の業務を対象）。

女性活躍推進法第20条により、総合評価落札方式等による事業でワーク･ライフ･バランス等推進企業をより幅広く加点評価することとされている。

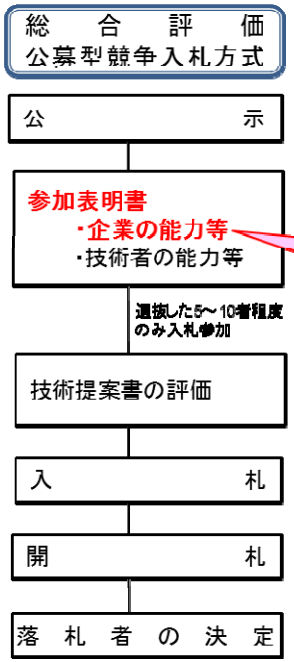

ワーク･ライフ･バランス認定を評価項目に追加

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等
  （女性採用比率、勤続年数男女差等）
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定等
  （職場ぐるみで子育てリポート等）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等
  （若者の採用や人材育成に積極的等）

			本省ガイドライン（H25. 4）	地整ガイドライン				
				プロポーザル方式		総合評価落札方式（標準型･簡易型）		
					標準的な評価ウエイト		標準的な評価ウエイト（1：3）	標準的な評価ウエイト（1：2）	標準的な評価ウエイト（1：1）
企業選定・指名時	企業	資格･実績	当該部門のコンサルタント登録	―	当該業務に関する部門の登録状況	10%	当該業務に関する部門の登録状況	10%（4%）	10%（6%）	15%（11%）
			過去○年間の同種･類似業務の内容	同種･類似業務 過去10年	同種･類似業務 過去10年間		同種･類似業務 過去10年間			
			ワーク･ライフ･バランス	―	ワーク･ライフ･バランスに関する認定を受けている場合に評価		ワーク･ライフ･バランスに関する認定を受けている場合に評価			
		成績･表彰	過去○年間の業務成績	同じ業種区分 2年（平均）	同種･類似業務 5年間（平均）全国	25%	同種･類似業務 5年間（平均）全国	25%（5%）	25%（6%）	30%（11%）
			過去○年間の業務表彰の有無	同じ業種区分 2年（平均）	当該業種区分／同種･類似業務別 2年 ※		当該業種区分／同種･類似業務別 2年 ※			

新たな評価項目として追加

【情報提供】
東北復興働き方改革・人づくりプロジェクト

①設計・施工・維持管理分野へのCIM導入

- 建設分野において、3次元モデルの活用により、合意形成や意思決定の迅速化、フロントローディングによる設計精度や品質の向上、比較・概略検討の容易性の向上等、業務の効率化、生産性の向上が期待されることから、CIM導入を推進する取り組みが必要。
- 平成29年度より、CIM導入の前提となるUAV測量・3次元測量の対象となる業務を受注者希望型として取り組んできたところであるが、活用が促進されていない状況。
- 今後、3次元測量、CIM導入を推進するため、実施方針へ3次元測量の実施、CIMの取り組みが記載されている場合、優位に評価する試行業務を導入する。

・予備設計・詳細設計においては、『受注者希望型』でのCIM活用とし、特に重要構造物については、『発注者指定型』として発注。
・全ての現地測量業務を原則『受注者希望型』として発注。

・UAV測量等、3次元測量の実施やCIMを活用する旨の記載があった場合は、実施方針のその他、「代替案、重要事項の指摘」内容について有効性が高いと判断し、評価する。

実施方針のその他で評価

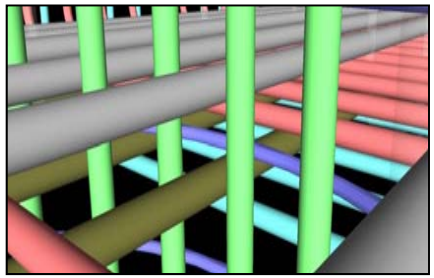

CIMモデルによる照査の実施

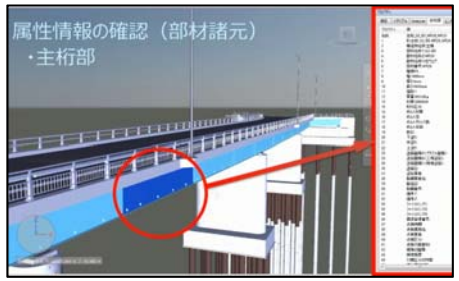

属性情報の付与

② 実施方針など

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
実施方針・実施フロー・工程表その他（様式8）	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	○○
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	○○
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	○○
	その他	代替案、重要事項の指摘内容について有効性が高い場合に優位に評価する。 測量業務において、ＵＡＶ測量等・3次元測量を実施する場合に評価する。 地質調査、設計業務において、ＣＩＭを活用する場合評価する。	○○
		◆測量、地質調査、設計業務の実施方針において、ＵＡＶ測量等、３次元測量の実施、ＣＩＭを活用する旨の記載があった場合、その他で評価する。但し、発注者指定型の場合は評価をしないので、判断基準へ記載しない。	
		~~地域の実情を把握した上で~~、業務の円滑な実施に関する提案内容について有効性が高い場合に優位に評価する。	○○

②業務改善による効率的な働き方

- 簡易公募型プロポーザル方式は指名・特定の二段階評価の必要があり事務手続きが負担。
- また、参加企業は指名通知後において、技術提案書の作成を行う必要があり、契約までに約2ヶ月（公募型は約3ヶ月）と契約までに要する期間が長く、柔軟な工期設定に影響。
- １件あたりの参加者数は減少傾向であり、特殊な業務や技術的難易度が高いなど参加者が少ないと見込まれる業務で幅広く技術提案を求めた方が、成果の品質向上が望める場合など**技術提案書提出者の選定を省略し、参加者全員を評価する「拡大型プロポーザル方式」を試行。**

・特殊な業務のため実績が少なく、技術的難易度が高い業務等では、幅広く技術提案を求めた方が、成果の品質向上が期待できる。

・**参加表明書と技術提案書を同時提出**してもらい、**技術提案書提出者の選定を省略・全件評価**することにより、**発注者・企業双方の業務の簡素化と品質の向上が期待される。**

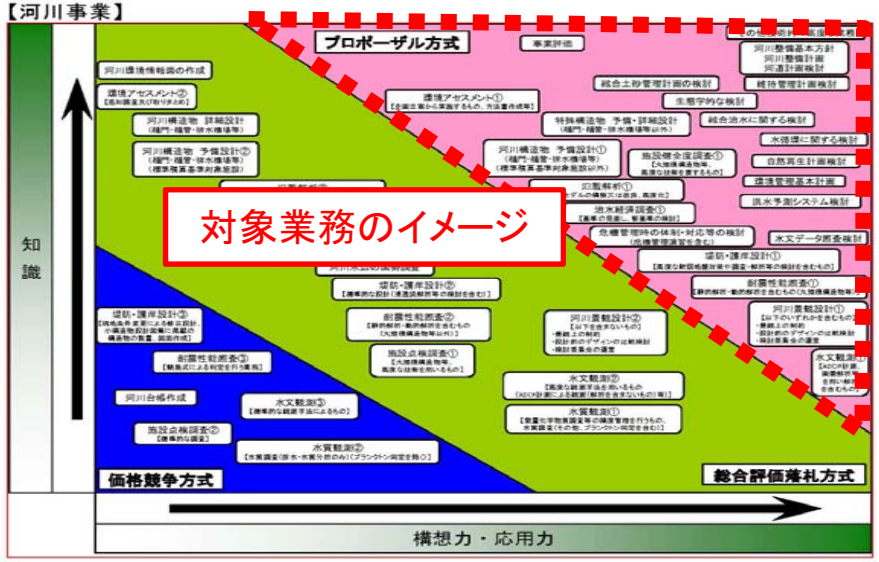

・契約に要する**期間の短縮**（約3週間）により**柔軟な工期設定**

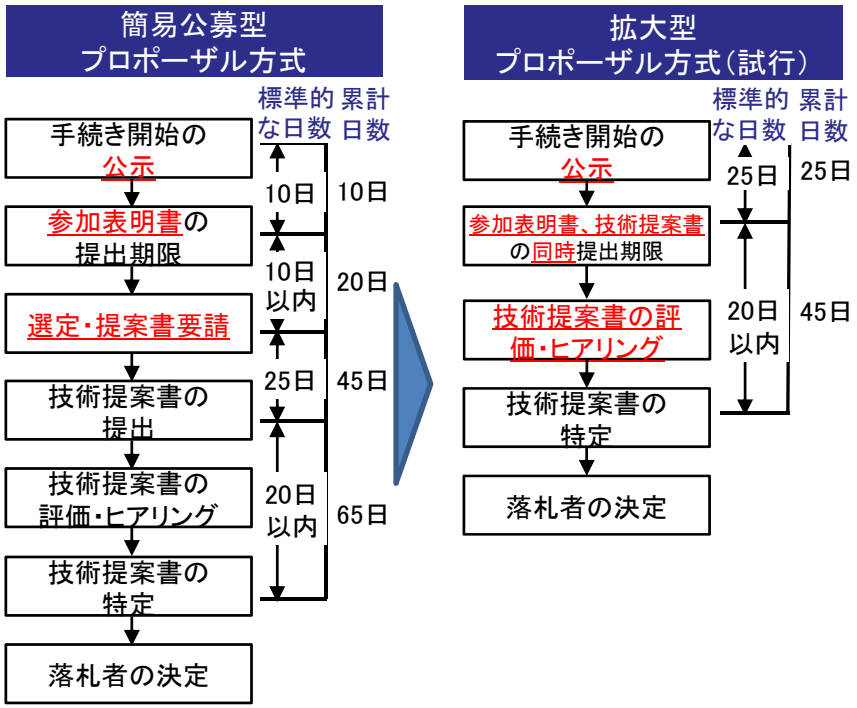

契約に要する**期間の短縮**（約3週間）

②業務改善による効率的な働き方

【新規】ウィークリースタンス等の推進（業務）

原則全ての業務で受発注者協力のもとウィークリースタンスを徹底することで、建設業の魅力を創出。担い手確保のため業務環境改善に取り組む企業を支援。
具体内容は特記仕様書に記述し、受発注者間で共有。

■打合せ時間の配慮

打合せは勤務時間内に行う。

【イメージ】

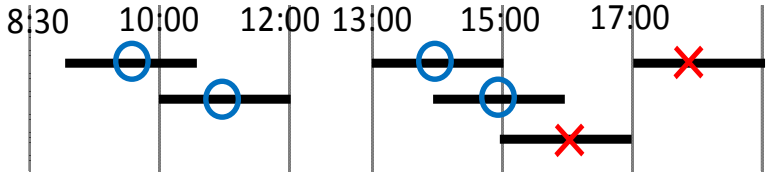

■資料作成依頼の配慮

・金曜日等休日前における休日等の作業が発生するような新たな短期の依頼、休日等の作業を見込むような休日明けを依頼の期日とした短期の依頼をしない。
・業務の進捗に差し支えないよう、業務スケジュール管理を適切に実施し取り組みに努める。

■ワンデーレスポンスの再徹底

受注者から設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答。検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知することにより、円滑な業務の進捗を図るもの。

＜実施効果＞
【発注者】
・経験・技術力・判断力などの伝承、コミュニケーションの向上
・スピード感を要求されることによる緊張感や意識改革、学習や知識の蓄積が不可欠

【受注者】
・手待ち減少による効率的な工程管理の実現
・回答を予告することにより次の段取りが可能
→円滑な意思疎通を！

受発注者の協力で建設業の魅力創出

ウィークリースタンス：週間を通じて時間外労働を避ける取り組み

【情報提供】
平成29年度より取り組んだ試行方式について

業務改善による効率的な働き方

一括審査方式(総合評価)の試行(業務)

災害対応や大規模事業関連の測量・調査・設計など、工期や業務量などを勘案し複数の業務として発注される場合、それぞれの業務に対し企業は申請書等を作成・提出し、発注者は提出された資料を審査・評価する必要があり、また同一社が集中して受注し、技術者の業務集中の恐れがあることから、**「一括審査方式」を試行** H29.10～

一括審査方式の導入により、契約関係業務の効率化、技術者の業務集中を回避するなど、業務改善を推進。

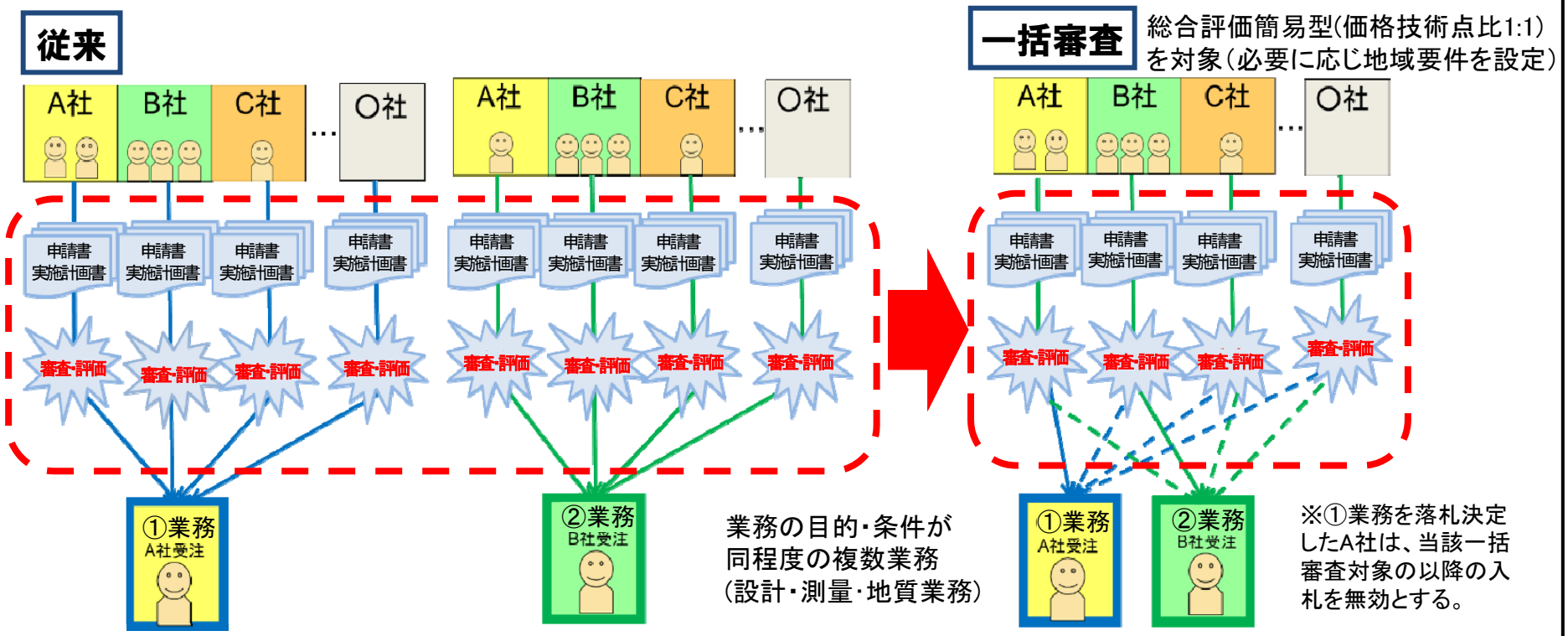

【受注者】業務毎に申請書・技術提案書(実施計画書)を作成
【発注者】同じ技術者でも、申請書・技術提案書毎に審査・評価
審査・評価件数＝①業務の申請社数＋②業務の申請社数

【受注者】2業務に申請書・技術提案書(実施計画書)は1部
【発注者】審査・評価する申請書・技術提案書が減少
審査・評価件数＝申請社数

業務改善による効率的な働き方

【継続】施行能力評価型(実績重視型)総合評価方式の試行(業務)

比較的技術的難易度が高くない地域密着型の業務において、技術提案書の提案内容が一般的になりやすく、また平準化の移行期において、年度末工期の業務のとりまとめと技術提案書の作成時期が重複するなどの課題に対応するため、**技術提案書の提出を省略する「施行能力評価型(実績重視型)総合評価方式」を試行**

H29.10～

・技術的難易度が高くない業務では技術提案書の内容が一般的になりやすく、特に地元協議による修正設計や一般的な測量・地質調査、点検などでは、業務内容の変更により、入札時の提案が生かされない場合も存在する。

・**同種の業務実績を評価し技術提案書の提出・評価を省略**することにより、**発注者・企業双方の業務の簡素化を実現**

※予定価格1500万円以下の業務で試行

【河川事業】

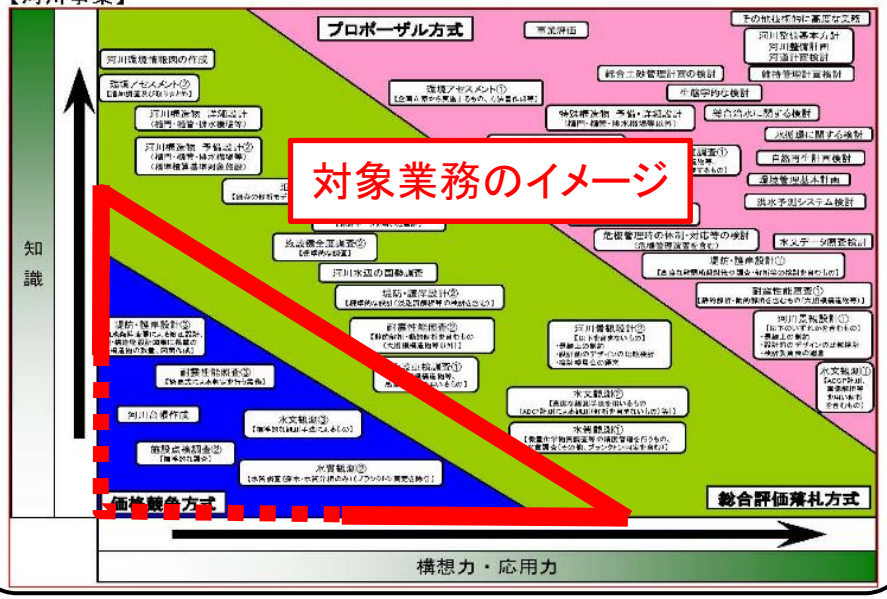

・地域要件(県内本店または県内+隣接県内本店)による企業の絞り込み　※一般競争入札との併用による入札期間の大幅な短縮

・**契約に要する期間の短縮(約4週間)により柔軟な工期設定**

総合評価簡易型(1:1)(公募型・簡易公募型競争入

	標準的累計な日数	日数
手続き開始の公示		
	10日	10日
参加表明書の提出期限		
	10日以内	20日
指名通知		
	20日	40日
技術提案書の提出		
	20日以内	60日
技術提案書の評価		
入札・開札		
落札者の決定		

施行能力評価型総合評価(一般競争入札方式)

	標準的累計な日数	日数
手続き開始の公告		
	10日	10日
競争参加資格確認申請書の提出期限		
	15日以内	25日
参加表明書の評価		
競争参加資格確認通知		
	6日	31日
入札・開札		
落札者の決定		

契約に要する期間の短縮(約4週間)